

令和5年

第3回町議会定例会

行政報告

(令和5年8月30日)

幕別町長 飯田 晴義

令和5年第3回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

(簡易水道使用料金の過大徴収について)

はじめに、簡易水道使用料金の過大徴収について申し上げます。

本年7月11日、簡易水道を使用している契約者から、牛舎で使用している簡易水道の使用料金が「営農用」ではなく「家事用」として請求されているのはなぜかとの問い合わせがあり、令和元年に申請のありました給水装置工事申請書を確認したところ、用途種別が「営農用」ではなく「家事用」と記載されていたことから、賦課当初から「家事用」として使用料金を徴収していたものであります。

簡易水道使用料金は、用途ごとに基本料金と、使用水量に応じた水量料金の合算額により算定をしており、用途が「家事用」の場合の使用料金は、基本料金399円と、水量料金として1立方メートル当たり204円に使用水量を乗じた額の合算額となります。

一方、用途が「営農用」の場合は、基本料金は「家事用」と同額の399円で、水量料金も使用水量が20立方メートルまでは「家事用」と同額の204円ですが、21立方メートルからは1立方メートル当たり122円となることから、この部分が過大徴収となったものであり、その額は、令和元年度から4年度分までが103万3,528円、本年4月から6月までの5年度分が11万7,752円、合計115万1,280円でありました。

今回の件については、給水装置工事申請書には「家事用」と記載されていたものの、添付図面では建物の用途は「牛舎」となっていたことや、現場確認を行っていることから、審査過程において誤記載に気づくべきであり、当該契約者には、不適切な審査から生じた過大徴収について、衷心からお詫び申し上げたところであり、過大徴収した使用料金については、還付をすべく、今定例会に関連する予算を提案させていただいたところであります。

なお、このたびの過大徴収に当たって、申請書や現場の確認など審査を担っていた職員に対しましては、公務の運営に支障を生じさせたものと判断し、厳正に対処してまいりたいと考えております。

(依田公園浄化槽使用料の過大徴収について)

次に、依田公園浄化槽使用料の過大徴収について申し上げます。

依田公園の合併浄化槽は、平成2年度に十勝幕別温泉ホテル緑館を経営する北海道振興株式会社との契約に基づき、同社が建設費の一部を負担して町が設置したものであり、維持管理に要する費用については、浄化槽設備使用契約書及び覚書を締結し、町が管理する依田公園のトイレと排水量に応じて費用を按分して合併浄化槽使用料として負担金を徴しておりました。

その後、平成10年度に町が焼肉施設ガーデンハウスを公園内に設置したことから、施設の管理使用者となったサカモト食品有限会社を加えて按分することとし、また、16年度には、ホテルの経営権が北海道振興株式会社から、現在の十勝幕別温泉グランヴィリオホテルを経営するルートインジャパン株式会社へ譲渡されたことにより、同年8月1日に同様の内容で契約書及び覚書を締結し、以降、町を含めた3者で維持管理費用を負担しているところであります。

この維持管理費用のうち、公園浄化槽保守点検業務委託料については、平成25年度から依田公園を含む8箇所公園の浄化槽の保守点検業務を一括して発注することにして以降、依田公園に係る分のみを算定の基礎とするところを、誤って他の7箇所を含めた額により算定していたことがこの度判明いたしました。

さらに、令和3年度と4年度の4月から6月までの第1期分の納入額について、使用料を按分する際に使用する流入メーターの値を誤入力していたことから、実際の排水量と異なった按分率となり、ルートインジャパン株式会社に対しては過大に、サカモト食品有限会社に対しては過小に使用料を徴収していたことも確認したところであります。

今回、誤って過大徴収していた使用料は、民法第703条に基づく不当利得の返還義務に該当し、同法第166条第1項第1号では5年間の返還義務となりますが、町に帰責事由があることから、平成25年度から令和4年度までの10年分を全額返済するものとし、還付に伴い発生する還付加算金と合わせて還付することといたしました。

また、この過大徴収とは別に、当初から使用料算定の際の維持管理費用に、浄化槽法第11条に基づく検査手数料や軽微な修繕費用などの経費を見落としており、この分の使用料を過小に徴収していたことが判明しましたが、これについては、民法第166条第1項第1号の消滅時効が適用されることから、平成30年度から令和4年度までの5年間に遡り未収金として徴収しようとするものであります。

なお、還付金の額については、ルートインジャパン株式会社が409万9,733円、サカモト食品有限会社が9,850円となっており、還付加算金は、サカモト食品有限会社は少額のため発生しませんが、ルートインジャパン株式会社は25万5,900円で、2社に係る還付金と還付加算金の合計額は436万5,483円となったところであります。

また、未収金の額については、ルートインジャパン株式会社が77万971円、サカモト食品有限会社が2,279円、合計77万3,250円となっており、還付金等と併せて、今定例会に関連する予算を提案させていただいたところであります。

なお、今回の不適切な事務処理から生じた過大徴収及び未収金については、相手方に対し衷心からお詫び申し上げたところであり、事務処理及び管理監督の立場にあった職員については、公務の運営に支障を生じさせたものと判断し、厳正に対処してまいりたいと考えております。

(落雷に伴う防災行政無線の被害状況について)

次に、落雷に伴う防災行政無線の被害状況について申し上げます。

8月6日から翌7日にかけて北海道の南に前線が停滞し、南から暖かく湿った空気

が流れ込み大気の状態が不安定となり、十勝地方で落雷が多発しました。

本町では、7日午前、忠類晩成地区の防災行政無線忠類晩成屋外子局の電気系統が破損する被害が発生しており、保守業者によりますと、破損箇所の状況から、原因は付近への落雷に伴い高圧電流が地中や電線を伝わって流れる「誘導雷」によるものと推測されるとのことでもあります。

現在、この誘導雷による電気系統の破損により、忠類晩成地区の屋外拡声器による放送ができない状態となっており、早期復旧を目指して、メーカー及び保守業者と調整を進めているところでありますが、本復旧までに時間を要することから、仮設の屋外子局も含め当面の対応を検討しているところであります。

なお、無線基地局には被害がなかったことから、戸別受信機の放送に影響は出ておりません。

(ハザードマップ及び防災のしおりの改訂について)

次に、ハザードマップ及び防災のしおりの改訂について申し上げます。

令和2年7月以来3年ぶりの改訂となりますが、今回の改訂は、ハザードマップでは、忠類地域及び幕別農村地区を流れる合計23本の中小河川について洪水浸水想定区域を新たに表示するとともに、洪水時の指定避難所を8カ所追加したほか、津波浸水想定区域の見直しを行っております。

また、防災のしおりでは、ハザードマップに合わせて指定避難所一覧を更新するとともに、日本海溝や千島海溝の周辺で大地震が発生した際に内閣府及び気象庁から発信される「後発地震注意情報」のほか、分散避難や女性の視点からの避難所運営など、避難所での生活に係る内容を新たに追加しております。

なお、今回改訂いたしました新しいハザードマップ及び防災のしおりは、9月上旬までに町内全戸への配布が完了する予定であります。

(功労者について)

本年も10月1日に127年目の開町記念日を迎えます。

偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の精神で本町発展の礎を築かれて以来、町民各位の限りない郷土愛により、幕別町が十勝の中核的な町として発展を続けておりますことに対し、深甚なる敬意と感謝を捧げるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、各団体等から自治功労賞として5名、社会功労賞として1名の方々の推薦をいただいたところであります。

今後は、9月1日に開催されます表彰者選考委員会の答申を経て、表彰者の決定をさせていただく予定といたしております。

(自治体DXの進捗状況について)

次に、自治体DXの進捗状況について申し上げます。

本町では、令和2年12月に国が策定した「自治体DX推進計画」を踏まえ、令和4年度までにマイナンバーカードの普及促進とあわせて、子育て関係や介護関係などの27手続のオンライン化を実施しており、本年5月には、庁内各部署から提案されたデジタル技術を活用すべき143件の取組を、窓口業務、情報発信に係る業務、事務の効率化につながる業務の3つの区分に分類し、分野横断的な検討を進めていくこととしたところであります。

7月には、庁内において、副町長及び各部長で構成するデジタル・トランスフォーメーション(DX)推進本部のほか、実務担当者で構成する3つのワーキンググループを設置し、キャッシュレス決済やLINEの活用、AI-OCRの導入などの具体的な取組について、全庁的に議論を深めていくための推進体制を整えたところであります。

自治体DXは、行政手続きの効率化や住民サービスの向上、デジタル技術を活用した地域産業の維持・発展など幅広い分野において専門的なノウハウを必要とすることから、7月31日に、東日本電信電話株式会社北海道東支店と「自治体DXの推進に

関する連携協定」を締結したところであります。

また、9月8日には、道路管理における先進的な取組として、道路占用許可手続のオンライン化を行うため、同社と道内では初めてとなる「道路管理関連業務の高度化に向けた共同検討に関する連携協定」を締結する予定となっております。

なお、自治体DXの推進に当たっては、多額の費用を要することが見込まれることから、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用すべく11月に見込まれている事前申請に間に合うよう準備を進めてまいります。

（普通交付税について）

次に、本年度の普通交付税について申し上げます。

7月28日、国は「令和5年度普通交付税大綱」に基づき、各自治体へ交付する普通交付税の総額を1兆7,594億円、前年度との比較では2,889億円、1.7%の増と決定いたしました。

算定に当たっての昨年度からの主な改正内容は、基準財政需要額において、マイナンバーカードを利活用した住民サービスの向上のための地域のデジタル化の取組に係る財政需要が反映されたほか、光熱費の高騰を踏まえ、学校、福祉施設、文化施設等地方公共団体の施設に係る光熱費が措置されたところであります。

本町におきましては、社会福祉費や高齢者福祉費に係る単位費用の増などに伴い、基準財政需要額が増となったものの、市町村民税所得割や消費税収の増に伴う地方消費税交付金の増など、基準財政収入額の増により、本年度の普通交付税額は58億7,418万6千円で、前年度当初算定額との対比では2,289万円、0.4%の減となったところであります。

今後におきましては、令和4年度繰越金及び特別交付税などの財源の状況を勘案しながら、財政運営を慎重に進めてまいりたいと考えております。

（農作物の作況について）

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

今年は、春から温暖で、作付け作業も順調に進み、農作物全般にわたり生育も平年より早く順調に推移しております。

8月15日現在の主な農作物の生育状況につきましては、秋まき小麦が、昨年より5日早い7月14日に収穫を始め、7月26日に終えたところであり、10アール当たりの粗原単収は、約12俵と平年を上回る収量になる見込みとお聞きしております。

このほか、馬鈴しょは3日早く生育しておりますが、高温少雨の影響でやや小玉傾向にあり、てん菜は4日早く生育し、根周も順調に肥大しており、豆類も10日ほど早く生育し、着莢数が多いことから、おおむね平年を上回る収量となる見込みであります。

また、飼料用作物は、1番草の収穫は収量・質とも良好で、現在2番草の収穫期を迎えているところであり、サイレージ用とうもろこしにつきましては、13日早く生育しておりますことから、良質な粗飼料の確保が期待されております。

しかしながら、7月下旬以降の猛暑により、畑作では白菜やキャベツなどの葉菜類を中心に病害が発生し、一部廃棄が見られるなど出荷量にも影響が出ており、酪農では乳量の低下が見られるなど、農業経営への影響が懸念されるところであります。

いずれの作物におきましても、今後の収穫期に向け、好天に恵まれ、農業者の皆さんの的確な管理により、農作業事故が無く、豊穰の秋を迎えられますことを心から願っております。

(公共工事の発注状況について)

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月25日現在の公共工事の発注済額は、24億1,822万円で、発注率にいたしますと87.48%となっております。

現在までのところ、土木関係では新北町32号通、緑町団地道路5号、忠類24号線などの道路整備工事を、建築関係ではあかしや南団地の公営住宅建替工事のほか、

保健福祉センター及びアルコ236の屋上防水工事、百年記念ホールの屋根の改修工事などを、水道関係では道路整備工事に伴う配水管移設工事のほか、札内配水池電気設備更新工事などを、下水道関係では下水道処理区統合に係る連絡管渠の整備工事などの発注を終えております。

今後は、公園施設の更新工事や水道管の布設替工事などの発注を予定しており、安全に工事が進められるよう適切な工期設定と適時発注に努めてまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。